

決定通知書・納入通知書の見方

保険料計算のもととなる所得

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

所得割軽減額・均等割軽減額

次ページの「保険料の軽減」をご確認ください。

自治体に納付する保険料額

下段の保険料は、荒川区に収めていただく保険料額です。

※ 荒川区に転入された方の保険料額は、所得情報が反映されていない場合があります。前住所地から所得情報が連携され、保険料額が変更となる場合は改めて通知いたします。

上段の『後期高齢者医療保険料額決定通知書』は、保険料計算の説明です。東京都後期高齢者医療広域連合長が決定しています。

下段の『後期高齢者医療保険料納入通知書』は、保険料の納付方法の説明です。荒川区長が決定しています。

発行年月日：令和 年 月 日

東京都後期高齢者医療広域連合長

令和 年度 後期高齢者医療保険料額 決定通知書

令和 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号					
性別		生年月日					
住所							
決定年月日		保険料額					
決定(変更)理由							
※保険料額は、東京都後期高齢者医療広域連合内においての保険料額です。このため東京都内で転居された方は原則として複数の市区町村にお支払いいただくことになります。							
保険料計算の根拠(算定方法は裏面をご覧ください)							
区分	①保険料計算のもととなる所得	②所得割率	③所得割額(①×②)	④均等割額	⑤算出額(③+④)	⑥限度額を超える額	
決定	医療分						
	子ども分						
*	*	*****	*****	*****	*****	*****	
	*	*****	*****	*****	*****	*****	
	*	*****	*****	*****	*****	*****	
区分	⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年間保険料額(⑤-⑥-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※(⑨+⑬-⑩-⑭)
決定	医療分						
	子ども分						
*	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****

区分	①均等割額	均等割軽減割合	②均等割軽減額	③年間保険料額 (①-②)	月数	④月割減額	減免額
決定	医療分						
	子ども分						
*	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	*	*****	*****	*****	*****	*****	*****

令和 年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

荒川区長

令和 年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定しましたので通知します。

決定(変更)理由	
徴収決定年月日	
白自治体に納付する保険料額	
円	
あなた様の納付方法は下記のとおりです。	
納付方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収年金給付額	
普通徴収分口座情報	

【期別保険料額】		決定		*		納期限
期別・月		普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月	5月					
5月	6月					
6月	7月					
7月	8月					
8月	9月					
9月	10月					
10月	11月					
11月	12月					
12月	1月					
1月	2月					
2月	3月					
3月						
合計額						

月数

東京都の後期高齢者医療制度の被保険者である月数(加入月数)を表します。
例えば、6月5日に被保険者になった(75歳になった、都外から転入してきた等)場合、6月~翌3月までの月数を数え、「10」(10か月)と表示されます。
都内の自治体から転入された方は、転入前の区市町村分も通算されて記載されます。

保険料額

東京都後期高齢者医療広域連合において決定した保険料額です。都内の自治体から転入された場合、この保険料額には、転入前の区市町村分保険料を含んだ額が記載されます。

保険料の徴収方法

* 普通徴収

口座振替または納付書により納付する方法です。
申請によって、納付書払いから口座振替に変更することができます。申請については、下記の問合せ先までご連絡ください。

* 特別徴収

年金からの引き落としにより納付する方法です。

<問合せ先>

荒川区福祉部

国保年金課後期高齢者医療係

TEL: 03-3802-4148

保険料の軽減

軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主※1の「総所得金額等※2を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数※3－1)×10万円 以下	7割※4
43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数※3－1)×10万円＋31万円×(被保険者数) 以下	5割
43万円＋(公的年金または給与所得者の合計数※3－1)×10万円＋57万円×(被保険者数) 以下	2割

※1 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は均等割額の軽減を判定する対象となります。軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)時点の世帯状況により行います。

※2 総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等(特別控除前)の合計です。65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

※3 公的年金または給与所得者の合計数とは、「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

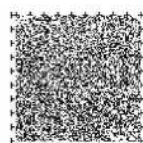
※4 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

所得割額の軽減(当広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額(詳細はP.19参照)」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%



被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減しています。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※均等割額の軽減(P.21表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の減免

災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産等(預貯金を含む)の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、督促状が送付されます。また電話や文書等による催告を行う場合があります。滞納が続くと、延滞金の加算や財産の差押えを受ける場合があります。

事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

